I 鹿児島県の男女共同参画の現状

〇第2次鹿児島県男女共同参画基本計画の体系

基本理念

- ■男女の人権の尊重
- ■社会における制度又は慣行についての配慮
- ■政策等の立案及び決定への共同参画
- ■家庭生活における活動と他の活動の両立
- 国際的協調

(鹿児島県男女共同参画推進条例第3条)

基本目標

人ひとりの人権が尊重され

多様な生き方が選択でき、

個性や能力が発揮できる社会づくり

誰もが安心して暮らすことができる社会づくり

重点目標

- ■男女共同参画社会の形成を阻害する社 会制度・慣行の見直し、意識の改革
- 2男女共同参画を正しく理解し、社会 のあらゆる分野において推進する 教育・学習の充実
- 3生涯を通じた男女の健康の保持・
- 4 男女の人権を侵害するあらゆる暴 力の根絶
- 5生活上の困難や課題に直面する人々 が安心して暮らせる環境の整備
- 6 政策・方針決定過程への女性の参 画の拡大
- 7男女ともに能力を発揮できる就業 環境の整備の促進
- 8 仕事と生活の調和を図るための環 境づくりの促進
- 9男女共同参画の視点に立った地域づ くり活動の推進

戦略的取組

- ①子どもの頃から男女共同参 画の理解を深めるための教 育現場における取組の推進
- ②産業分野における女性の活 躍の促進
- ③男性の固定的性別役割分担 意識の解消と仕事と家庭・ 地域活動との調和のための 意識啓発と環境整備
- ④女性が働き続けることがで き, 暮らしていけるための 雇用の問題解消等セーフ ティネット機能の充実
- ⑤配偶者等からの暴力被害者 に対する切れ目のない支援 の充実
- ⑥誰もが出番と居場所のある 地域づくり活動の促進

計画期間

平成25年度~29年度(5年間)

推進のあり方

- ①男女共同参画審議会,男女共同参画推進本部等の機能発揮
- ②鹿児島県男女共同参画センターの機能充実
- ③男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用
- ④数値目標の達成に向けた具体的な取組
- ⑤施策の進行管理の徹底
- ⑥計画の評価及び施策への確実な反映

市町村 男女共同 参画地域 推進員

連携. 協働

県 民

NPO等

事業者

【はじめに】 本県人口の動向等

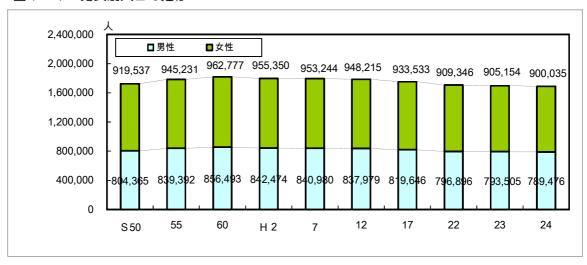
1 人口

(1) 男女別人口

本県の人口構成を男女別にみると、平成24年10月1日現在で女性が 900,035人、男性が 789,476人 であり、女性が 110,559人多く、人口性比(女性100人に対する男性の数)は87.7となっている。

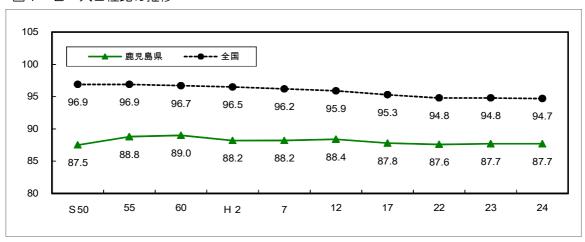
また,前回の国勢調査時(平成22年)と比較すると,女性が9,311人,男性が,7,420人減少しており,人口性比は 0.1ポイント上昇している。

図1-1 男女別人口の推移



(S50~H22:総務省「国勢調査」, H23, H24:県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

図1-2 人口性比の推移



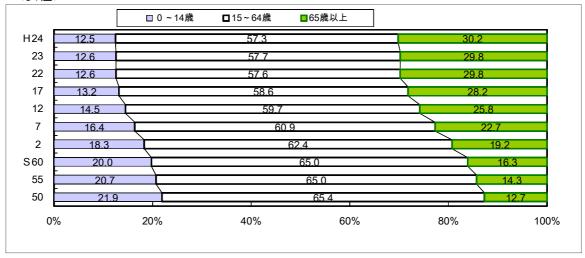
(S50~H22:総務省「国勢調査」, H23, H24:総務省「人口推計」, 県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

(2) 年齢別人口

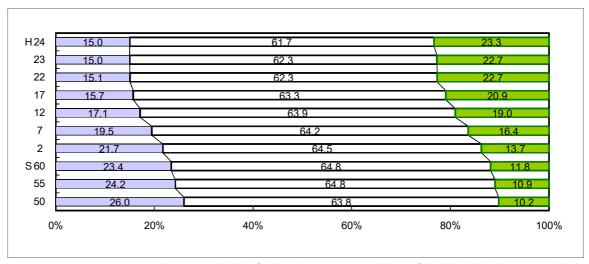
本県の人口構成を男女・年齢別にみると、平成24年10月1日現在で老年人口(65歳以上)は、女性が30.2%、男性が23.3%となっており、女性の方が男性より高齢化が進んでいる。これは、75歳以上の人口構成比の増加によるところが大きい。また、男女ともに年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の割合は減少傾向にある。

図1-3 男女・年齢(3区分)別人口の推移

く女性>



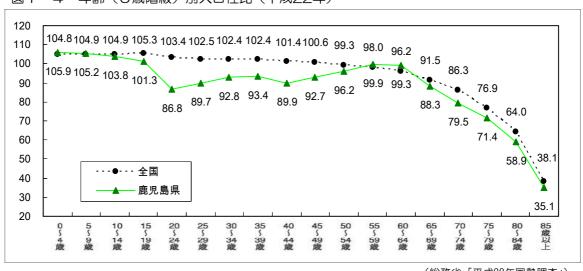
<男性>



(S50~H22:総務省「国勢調査」, H23, H24:県統計課「鹿児島県年齢別推計人口調査」)

また、年齢別人口性比を全国平均と比較すると、進学や就職で県外へ転出する男性が多い本県の事情を反映し、特に20~24歳において開きが大きくなっている。

図1-4 年齢(5歳階級)別人口性比(平成22年)



(総務省「平成22年国勢調査」)

2 世帯

(1) 世帯数

本県の世帯構成を世帯区分別にみると、平成22年10月1日現在で一般世帯数は727,273世帯となっており、前回調査時(平成17年)と比較すると4,336世帯,0.6%増加し、増加傾向にある。

一方,一般世帯の1世帯当たり人員は 2.27人となっており,前回調査時と比較すると 0.08ポイント減少し,減少傾向にある。

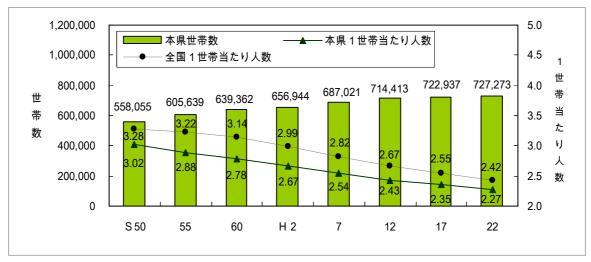


図1-5 世帯数,世帯当たり人数の推移

(注)「一般世帯」とは、「総世帯」から「施設等の世帯(病院、社会施設の入院・入所者等)」を除いたものであり、「普通世帯(①住居と生計を共にしている人の集まり、②一戸を構えて住んでいる単身者)」に「準世帯のうち 一人の準世帯(間借り・下宿、会社等の独身寮の単身者)を含めた定義である。 (総務省「国勢調査」)

(2) 家族類型

本県の一般世帯を家族類型別にみると、平成22年10月1日現在で「単独世帯」の割合が33.4%と最も多くなっており、増加傾向にある。

一方,「核家族のうち夫婦と子供からなる世帯」の割合は26.7%となっており,減少傾向にある。

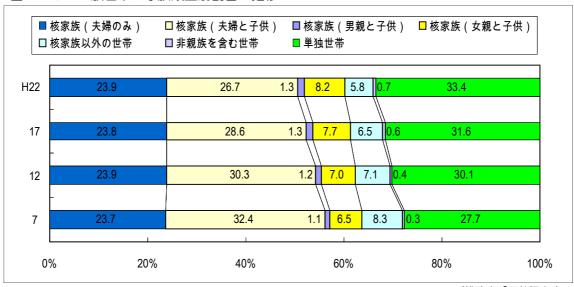


図1-6 一般世帯の家族類型別割合の推移

(総務省「国勢調査」)

(3) 高齢世帯

本県の一般世帯のうち高齢世帯の状況をみると、平成22年10月1日現在で「高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上)」の割合が13.1%、「高齢単身世帯」の割合が14.1%となっており、いずれも増加傾向にある。

なお、全国平均は、「高齢夫婦世帯」の割合が10.1%、「高齢単身世帯」の割合が9.2%となっており、本県は全国よりも高齢者のみの世帯の割合が大きくなっている。

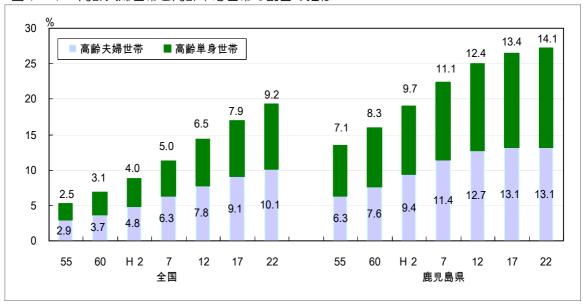


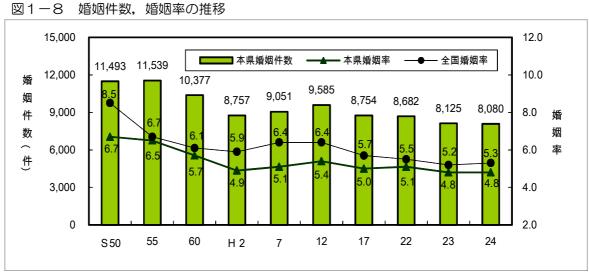
図1-7 高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の割合の推移

(総務省「国勢調査」)

3 配偶関係

(1) 結婚

本県における結婚の状況をみると、平成24年の婚姻件数は8,080件で、前年より45件減少した。 なお、婚姻率(人口千人当たりの婚姻件数)は4.8であり、全国の婚姻率(5.3)を0.5ポイント下回っている。



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

また,平成24年の平均初婚年齢は,夫が30.0歳,妻が28.7歳であり,少しずつ晩婚化が進んでいる。

32 30.0 29.9 29.7 30 29.0 28.7 28.9 28.4 28 2 27.5 28 26.8 28.7 28.4 28.2 27.4 26 26.6 26.7 26.3 25.7 25.2 24 24.7 22 S 50 55 60 H 2 12 17 22 23 24

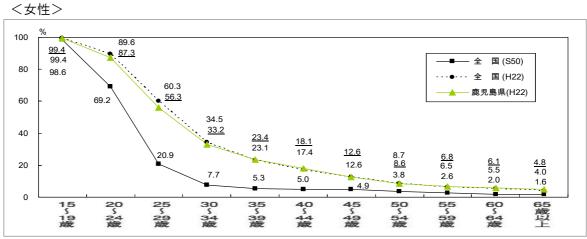
図1-9 夫・妻の平均初婚年齢の推移

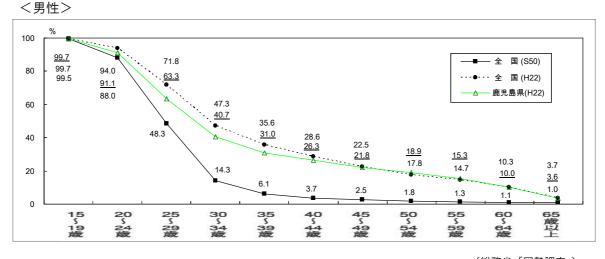
(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(2) 未婚

本県の15歳以上人口における未婚率を男女・年齢別にみると、男女ともに20~34歳の割合が全国平 均を下回っている。また、昭和50年の全国平均と比べると、平成22年は本県・全国ともに未婚率が上 昇している。

図1-10 男女・年齢別未婚率の推移





(総務省「国勢調査」)

(3) 離婚

本県における離婚の状況をみると、平成24年の離婚件数は3,113件で、前年より35件減少した。 なお、平成24年の離婚率(人口千人当たりの離婚件数)は1.85となっており、全国の離婚率(1.87) をやや下回っている。

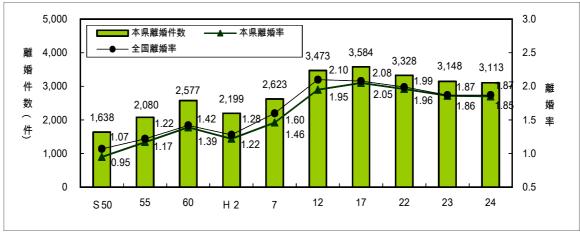


図1-11 離婚件数,離婚率の推移

(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

4 出生

本県における出生の状況をみると、平成24年の出生数は14,841人で、前年より403人減少した。 なお、本県における合計特殊出生率(一人の女性が一生のうちにどれだけ子供を産むか)は1.64であり、全国の合計特殊出生率(1.41)を0.23ポイント上回っている。

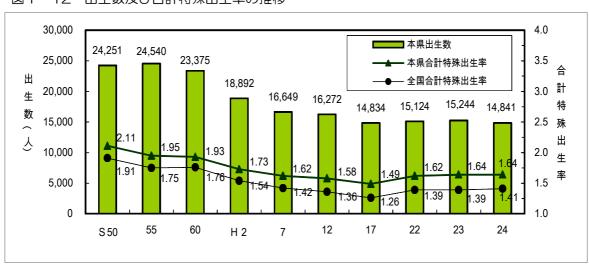


図1-12 出生数及び合計特殊出生率の推移

(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

【第1節】 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

1 性別による固定的な役割分担意識

(1) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について

平成23年の県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、本県においては「肯定」する人が52.9%(「賛成」(10.8%)と「どちらかといえば賛成」(42.1%)の合計)で、「否定」する人が44.0%(「反対」(14.6%)と「どちらかといえば反対」(29.4%)の合計)となっており、男女ともに「賛成」が「反対」を上回っている。

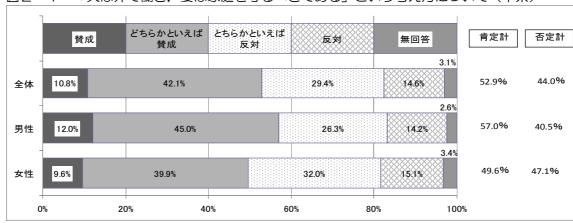
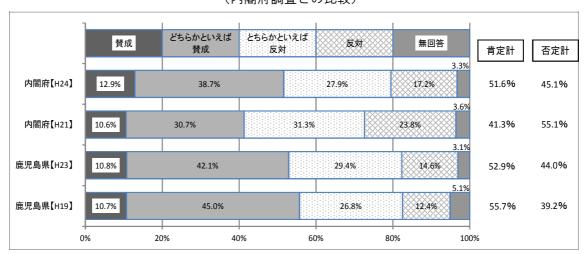


図2-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について(本県)

(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

内閣府が実施した「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、平成21年は「肯定」する人が41.3%で、「否定」する人の55.1%を上回っていたが、平成24年は「肯定」する人の割合(51.6%)が「否定」する人の割合(45.1%)を上回っている。

図2-2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について (内閣府調査との比較)



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

(内閣府 「男女共同参画社会に関する世論調査 (平成21年10月, 平成24年10月調査)」)

2 男女の地位の平等感

(1) 各分野の男女の地位の平等感

平成23年の県民意識調査によると,「社会通念, 慣習, しきたりなどで」において, 約7割(69.1%)の人が,「地域社会の中で」(50.8%),「家庭の中で」(48.8%),「職場の中で」(48.4%)において, 約半数の人が男性が優遇されていると感じている。

また,「男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと」について聞いたところ,「女性を取り巻く様々な偏見,固定的な社会通念,慣習,しきたりを改めること」(25.5%),「女性自身が経済力をつけたり,知識・技術を習得するなど,積極的に資質や能力の向上を図ること」(23.4%)という回答が多くなっている。

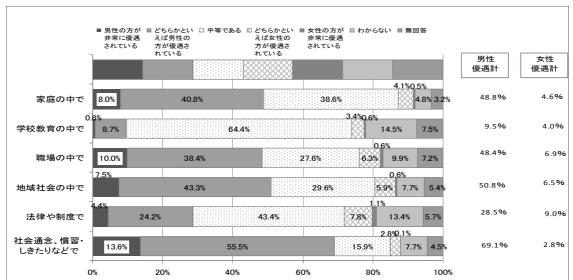


図2-3 各分野の男女の地位の平等感

(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

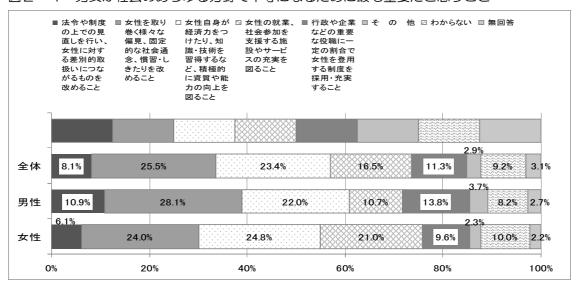


図2-4 男女が社会のあらゆる分野で平等になるために最も重要だと思うこと

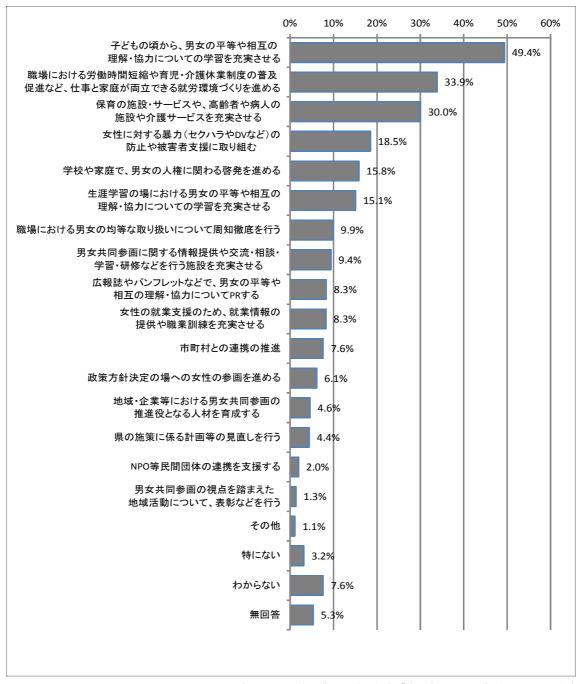
(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

【第2節】 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する 教育・学習の充実

1 男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと

平成23年の県民意識調査によると、「子どもの頃から、男女の平等や相互の理解・協力についての学習を充実させる」という回答が約5割(49.4%)と最も多くなっている。

図3-1 「男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと」(3つ以内回答)



(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

2 進学・進路

(1) 県内の高等学校における学科選択状況

県内の高等学校における入学者を男女別にみると,平成25年度の入学者計16,087人のうち,男性は 8,041人(50.0%),女性は8,046人(50.0%)となっている。さらに、学科別の入学状況を男女別に みると, 男女ともに普通科が最も高く約5割を占めており, 次いで女性では商業科(16.8%), 家庭 科(8.4%)への入学が多く、男性では工業科(23.6%)、商業科(10.9%)への入学が多くなってい る。

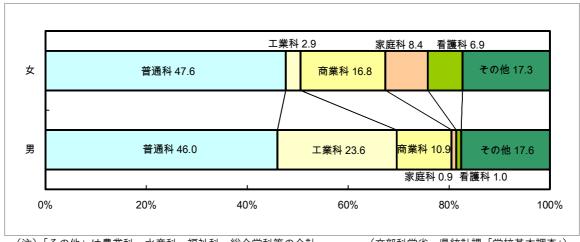


図3-2 高等学校における学科別入学状況(平成25年5月1日現在)

(注)「その他」は農業科,水産科,福祉科,総合学科等の合計

(文部科学省, 県統計課「学校基本調査」)

(2) 大学等への進学の状況

平成25年3月における県内の高等学校の卒業者(女性8.167人, 男性8.280人)のうち, 大学等(短 期大学、大学・短期大学の通信教育部等を含む)に進学した者及びその割合を男女別にみると、女性 が3,923人(48.0%), 男性が2,892人(34.9%)となっており, 女性は男性より13.1ポイント高くな っているが、そのうち大学(学部)への進学者数及びその割合をみると、女性が2,092人(25.6%)、 男性が2,723人(32.9%)となっており、女性は男性より7.3ポイント低くなっている。

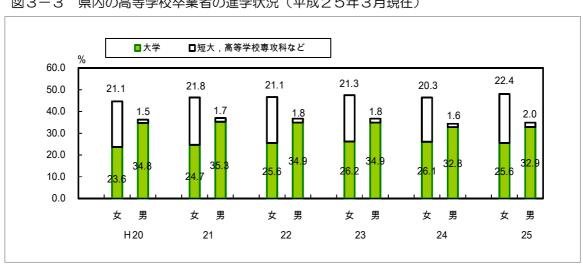


図3-3 県内の高等学校卒業者の進学状況(平成25年3月現在)

(文部科学省, 県統計課「学校基本調査」)

【第3節】 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

1 女性の健康等

(1) 死因

本県における女性の死因は、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患が、男性の死因は、悪性新生物、心疾患、肺炎が上位を占めており、いずれも、国の死亡率を上回っている。

図4-1 本県における主要死因死亡率の年次推移(女性)

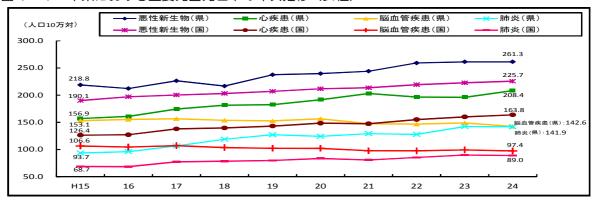
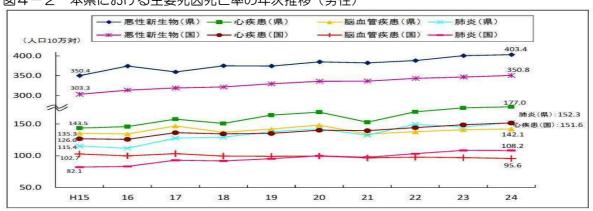


図4-2 本県における主要死因死亡率の年次推移(男性)

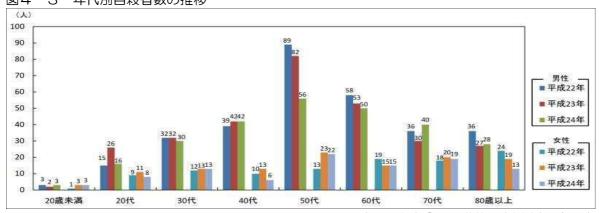


(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(2) 自殺

本県における平成24年の自殺者数は364人であり、7割以上(265人)を男性が占めている。 また、年代別では、50代男性(56人)、60代男性(50人)、40代男性(42人)の順となっている。

図4-3 年代別自殺者数の推移



(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(3) 健診等の受診状況

平成22年国民生活基礎調査によると、本県における20歳以上の者(入院者は除く) について、過去1年 間に健診や人間ドックを受けた者の割合を性別・年齢別にみると、20~24歳を除く55歳未満において男 性に比べ女性の受診率が低くなっている。

特に,35~39歳において最も男女差が大きくなっており,女性の受診率(57.1%)は男性の受診率 (72.1%) と比べて, 15.0ポイントも低くなっている。

なお, 市町村における女性特有のがん(乳がん及び子宮がん) の検診受診率は増加傾向にあり, 平成 24年度は乳がん検診が28.4%,子宮がん検診が22.2%となっている。

80 77.2 □男 □女 725 72.1 64.5 65.6 67.7 67.9 63.9 64.4 66.0 67.8 66.4 66.0 649 63.4 63.0 61.8 60.5 60 4 58.8 57.1 57.7 60 52.4 53.3 52.4 50.0 48 8 42.1 % 40 20 0 20~24歳 25~29 30~34 35~39 40~44 45~49 50~54 55~59 60~64 65~69 70~74 75~79 80~84 85歳以上

図4-4 本県における健診や人間ドックを受けた者の割合

(厚生労働省「平成22年国民生活基礎調査」)

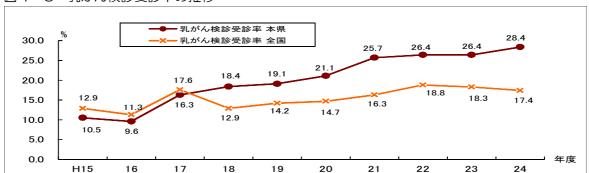


図4-5 乳がん検診受診率の推移

(注) 全国,本県ともに平成17年度以降の受診率は隔年受診による受診率

(全国:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」,本県:県健康増進課「県集計報告」)

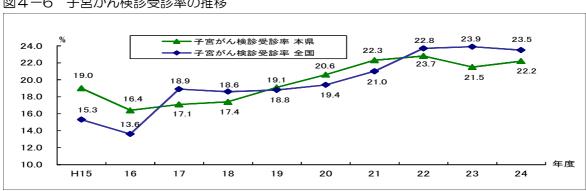


図4-6 子宮がん検診受診率の推移

(注) 全国の平成17年度以降の受診率は隔年受診による受診率

(全国:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」,本県:県健康増進課「県集計報告」)

(4) 周産期死亡

本県における周産期(妊娠満22週~生後1週未満)の死亡状況をみると、昭和55年には679人だっ たものが、平成24年には51人と大幅に改善されてきている。

なお,平成24年の周産期死亡率(出産千対)は3.4であり,全国より0.6ポイント低くなっている。

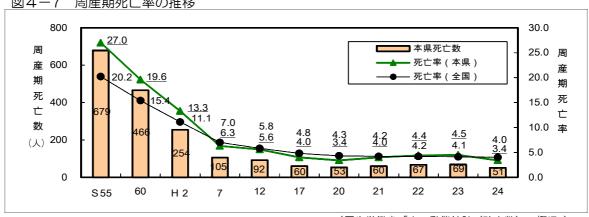


図4-7 周産期死亡率の推移

(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

(5) 死産

本県における死産(妊娠満12週以後の死児の出産)の状況をみると、自然死産率(出産千対)は全 国とほぼ同様に推移しており、人工死産率(出産千対)は減少傾向にあるが、全国より4.4ポイント 高くなっている。

なお, 平成24年の総死産率(自然死産率と人工死産率の計)は27.5であり, 全国(23.4)に比べて 4.1ポイント高くなっている。

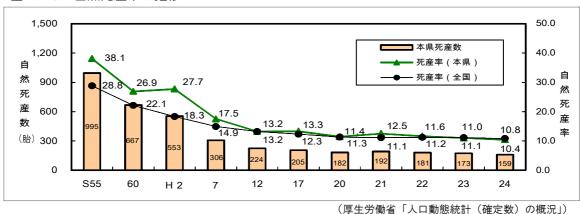


図4-8 自然死産率の推移

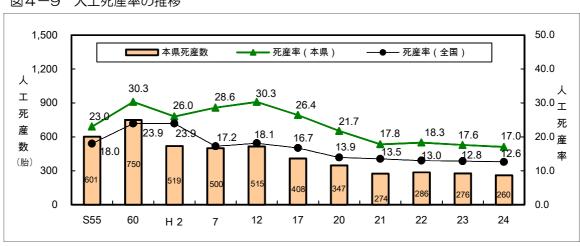


図4-9 人工死産率の推移

(厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」)

また,人工死産について,母の年齢階級別の推移(平成21年~平成23年)をみると,20~24歳を中心に若い世代の占める割合が高くなっている。

図4-10 母の年齢階級別人工死産数の推移

(県保健福祉部「衛生統計年報」)

0 1 0

50歳~

0 1 0

45~49

(6) 人工妊娠中絶

0

0 1 0

~ 14歳

本県における人工妊娠中絶の実施状況をみると、昭和55年には9,740件であったものが、平成24年度には3,302件と減少傾向にある。

30~34

 $35 \sim 39$

40~44

なお,平成24年度の人工妊娠中絶実施率(50歳未満の女性人口千対)は10.2となっており,本県は全国よりも高い水準で推移している。

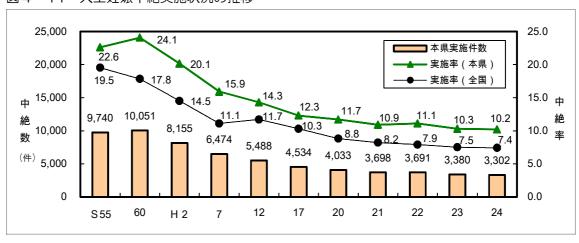


図4-11 人工妊娠中絶実施状況の推移

15~19

20~24

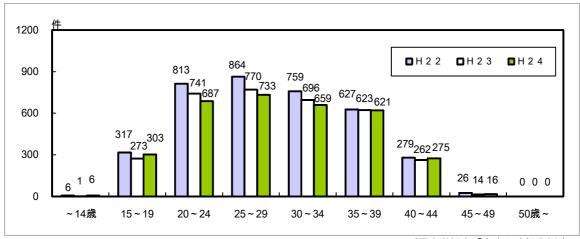
25~29

(厚生労働省「衛生行政報告例」)

また、年齢階級別の人工妊娠中絶実施数の推移をみると、25~29歳が最も高く、20~39歳で全体の約8割を占めている。

なお, 平成24年度の未成年(20歳未満)については, 15歳未満が6件, 15~19歳が303件と, 全体の1割程度となっている。

図4-12 母の年齢階級別人工妊娠中絶実施数の推移



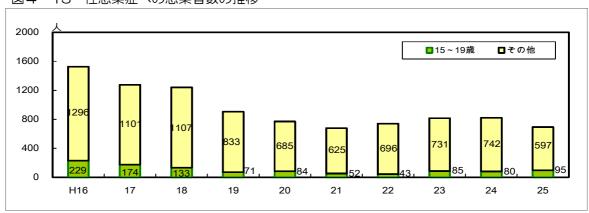
(厚生労働省「衛生行政報告例」)

(7) 性感染症

本県における性感染症(性器クラミジア感染症,性器ヘルペス感染症,尖圭コンジローマ,淋菌感染症)の感染状況をみると,平成21年以降横ばい傾向にある。平成25年は692人であり,うち,15~19歳が95人となっている。

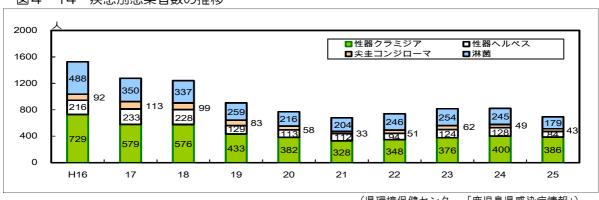
なお、疾患別では、性器クラミジア感染症の感染者数が半数以上を占めている。

図4-13 性感染症への感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

図4-14 疾患別感染者数の推移



(県環境保健センター「鹿児島県感染症情報」)

(8) 女性の健康づくりの環境整備・相談体制の整備

本県では、女性が自ら抱える健康課題を認識し、主体的に健康づくりを行える環境を整備するため、次の3つの制度を定めている。

●「女性にやさしい医療機関」「女性の健康サポート薬局」「女性の健康づくり協力店」の概要

T X LIE (* C U V Z)	原(成因) 「女任の健康リハート架向」「女任の健康フトリ 	励り1泊」♥が収 支 I
名 称	要件等	H24年度末
女性にやさしい医療 機関(H18年11月~)	女性が受診または相談しやすい医療環境を整備している医療機関を指定 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①女性のための特別な外来の設置 ②女性患者については、基本的に女性医師が対応 ③女性に配慮した診療日・曜日・時間を設定 ④女性用の診療室を配置 ⑤女性のための専用相談窓口を設置 ⑥乳幼児同伴の女性のため、職員を配置した託児スペースを確保する等女性が受診しやすい環境の整備	60機関
女性の健康サポート薬局(H20年2月~)	女性が抱えるさまざまな健康問題に専門的知識を持って対応する薬局を指定(次のすべての要件を満たす。) ①健康かごしま21推進薬局である。 ②女性薬剤師、または複数の薬剤師の配置 ③県薬剤師会が開催する「女性の健康支援セミナー」等の受講。女性の健康問題や性差医療に関する専門的知識を有する薬剤師の配置 ④女性の健康相談に対応できる時間と空間の確保。・女性が気軽に相談しやすい雰囲気づくりに配慮・相談者の個人情報の保護が徹底され、プライバシーを確保するためのスペースがあるなど、女性が安心して相談できる体制の整備・相談の日時の設定等が配慮され、女性がじつくり相談できる時間の確保 ⑤リーフレット・ポスター等を活用した女性の健康問題に関する普及啓発や情報提供の実施 ⑥女性の相談内容に応じて、本人の了解のもと、医療機関や相談機関等関係機関との連携を図る。	28薬局
女性の健康づくり 協力店(H18年11月~)	女性の健康づくりを支援する店舗を登録 (次のうちいずれか1つ以上の要件を満たす。) ①栄養・食生活分野:女性の健康に配慮したメニュー や食材等の提供 ②運動分野:女性に配慮した健康づくりのプログラム の提供 ③休養・癒し分野:女性がやすらぎや癒しを得ること ができる機会や場所の提供	5 7 店舗

(県健康増進課)

【第4節】 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

1 女性に対する暴力等

(1) 県内の主な相談機関における相談の受付状況

県女性相談センター、県男女共同参画センター及び地域振興局・支庁の保健福祉環境部、市町村の配偶者暴力相談支援センター、サンエールかごしま及び婦人相談員を設置している鹿児島、薩摩川内、鹿屋、奄美、指宿の5市の福祉事務所における相談受付状況をみると、平成24年度は来所、電話等を合わせて 8,947件となっている。

内容別にみると、「配偶者からの暴力(以下「DV」という。)関係は1,713件となっており、平成13年度に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が施行され、大幅に相談件数が増加している。

● 県内の主な相談機関における相談の受付状況(平成24年度) 【単位:件, %】

ディックエる伯談(成民)に3017る伯談の?	文的1人加(十成2-	十 尺/	
区 分	総数	うちDV関係	割合
県女性相談センター	1,903	3 2 8	1 7. 2
県男女共同参画センター	1,707	625	3 6. 6
地域振興局・支庁の保健福祉環境部	6 2	6 2	100.0
県の相談機関の計	3,672	1,015	27.6
市町村の配偶者暴力相談支援センター	2 5	2 5	1 0 0. 0
サンエールかごしま	1,809	4 0 4	2 2. 3
5 市福祉事務所の計	3, 4 4 1	269	7. 8
合 計	8, 9 4 7	1, 7 1 3	1 9. 1

(県男女共同参画室調べ)

(注)配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力相談支援センターの指定状況

県女性相談センター, 県男女共同参画センター, 各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部, 知名町 薩摩川内市(平成25年4月1日), 鹿児島市(平成25年7月2日)

図5-1 県内の主な相談機関における相談受付状況の推移



(県男女共同参画室調べ)

(2) 県男女共同参画センターにおける相談の受付状況

平成15年4月22日にかごしま県民交流センター内に設置された県男女共同参画センターでは、男女 共同参画相談員による一般相談及び弁護士や医師等による専門相談を行っている。

平成24年度における相談の受付状況をみると,一般相談が 1,643件(電話 1,409件,面接 234件)で、専門相談が64件となっており、9年連続で相談が1,000件を超える状況となっている。

一般相談について、相談者を男女別にみると、女性が 1,381件と8割を超えており、年齢別にみると、幅広い世代からの相談を受け付けているが、特に30代からの相談が全体の3割近くを占めている。相談内容としては、「夫婦関係の問題」が 1,342件と最も多く、一般相談の相談内容の4割近くを占めている。また、面接相談件数は、前年度(187件)より増加し、234件となっている。

なお、DVやセクハラなどの暴力行為等に関する相談は、 727件であり、前年度(351件)に比べて倍増している。

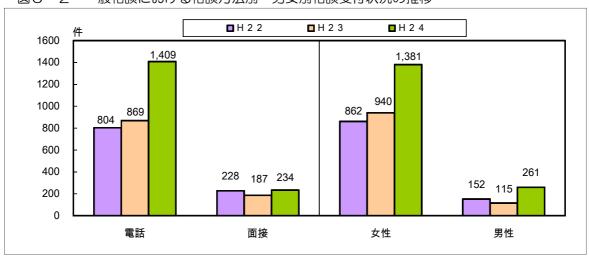


図5-2 一般相談における相談方法別・男女別相談受付状況の推移

(県男女共同参画センター調べ)

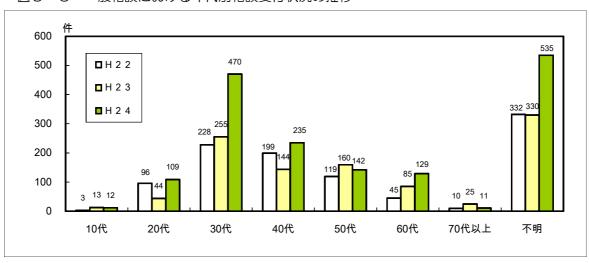
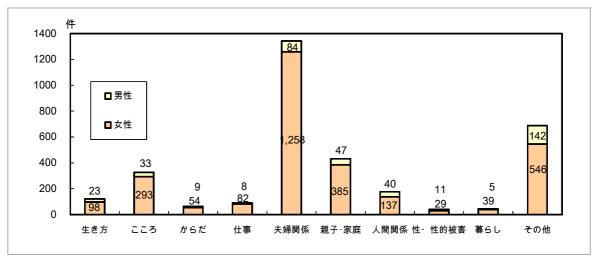


図5-3 一般相談における年代別相談受付状況の推移

(県男女共同参画センター調べ)

図5-4 一般相談における相談内容別件数(平成24年度)



(注) 相談内容が複数にわたるものは重複計上している。

(県男女共同参画センター調べ)

● 県男女共同参画センターにおける暴力行為等関係の相談内容(平成24年度) 【単位:件】

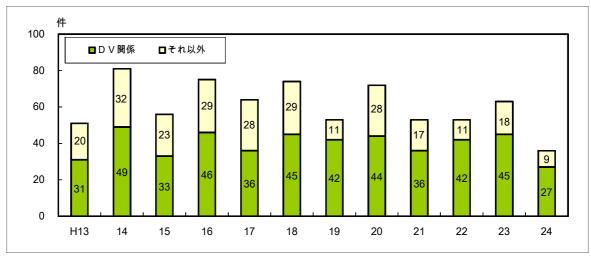
Z	<u>ζ</u>	分	DV	デートDV	虐待	セクハラ	ストーカー	その他	計
相	談	件 数	6 3 4	2 0	3 0	1 4	8	2 1	727

(県男女共同参画センター調べ)

(3) 県内の一時保護施設における一時保護の状況

県内の一時保護施設においては、緊急に保護することが必要と認められる要保護女子等について、一時保護を行っている。平成24年度の入所状況をみると、一時保護件数36件のうちDV関係が27件となっており、全体の約7割以上を占めている。

図5-5 県内の一時保護施設における一時保護の状況の推移



(県女性相談センター調べ)

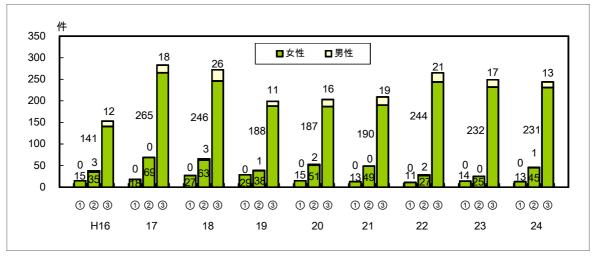
(4) 県警察本部における性犯罪等の被害認知状況

性犯罪(強姦,強制わいせつ)やストーカー行為について、県警察本部における被害認知状況をみると、平成24年は強姦が13件、強制わいせつが46件、ストーカー行為が 244件となっている。特に平成17年以降はストーカー行為の被害が多く、被害者の約9割は女性となっている。

また、女性の強制わいせつの被害について年齢別にみると、 $0\sim10$ 代から20代までが全体の7割以上を占めている。

なお,配偶者暴力事案における被害者は,平成24年は女性が 436人 (98.9%),男性が5人 (1.1%) となっている。

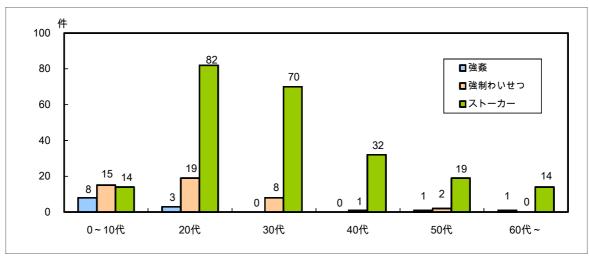
図5-6 県警察本部における性犯罪、ストーカー行為の被害認知状況の推移



(注) ① 強姦, ② 強制わいせつ, ③ ストーカー

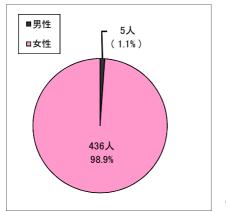
(県警察本部調べ)

図5-7 性犯罪,ストーカー行為の年齢階級別被害認知状況(女性,平成24年)



(県警察本部調べ)

図5-8 配偶者暴力事案における被害者の性別(平成24年)

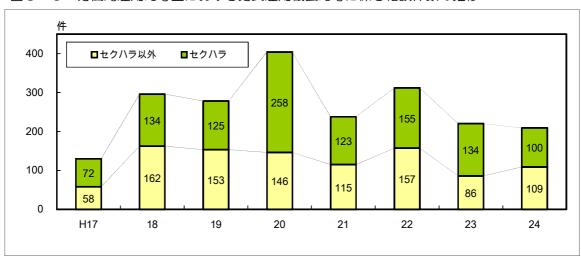


(県警察本部調べ)

(5) 鹿児島労働局雇用均等室における相談の受付状況

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、鹿児島労働局雇用均等室における男女雇用機会均等に係る相談の受付状況をみると、平成24年度の相談件数209件のうちセクハラ関係は100件となっており、約5割を占めている。

図5-9 労働局雇用均等室における男女雇用機会均等に係る相談件数の推移



(厚生労働省鹿児島労働局雇用均等室「男女雇用機会均等法の施行状況」)

【第5節】 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

1 ひとり親家庭等

(1) 母子世帯, 父子世帯数の推移

平成22年10月1日現在で母子世帯数は13,942世帯となっており,前回調査時(平成17年)と比較すると,641世帯,4.8%増加し,増加傾向にある。

→ 母子世帯数 → 父子世帯数 世帯数 16,000 13,942 13,301 14,000 11,720 10,785 12,000 10,385 10,000 8.000 6,000 4,000 1,975 1,949 1,950 1,825 1,689 2,000 0 H2 12 17 22

図6-1 母子世帯, 父子世帯数の推移

(注) 母子(父子)世帯とは、未婚、死別又は離別の女親(男親)と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる 一般世帯(他の世帯員がいないもの)をいう。

(総務省「国勢調査」)

2 若者等

(1) かごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談件数

平成24年度のかごしま子ども・若者総合相談センターにおける相談件数は812件となっており、内容別では、不登校293件、ひきこもり244件などとなっている。

また、対象者本人の性別では、男性が514人で、6割以上を占めている。

● 相談内容別件数·割合(平成24年度)

【単位:件.%】

区 分	件 数	割合
不 登 校	293	3 6. 1
ひきこもり	2 4 4	30.0
= - +	2 8	3.4
フリーター	4 8	5.9
その他	199	24.5
合 計	8 1 2	

(注) その他は、生活改善、就労相談、進路相談などである。

(県青少年男女共同参画課調べ)

● 性別件数·割合(対象者本人)(平成24年度)

【単位:件,%】

			-
区	分	件 数	割合
男	性	5 1 4	63.3
女	性	286	3 5. 2
不	明	1 2	1.5
合	計	8 1 2	

(県青少年男女共同参画課調べ)

3 高齢者

(1) 要介護者の状況

県が平成22年度に実施した高齢者実態調査によると、本県における要介護者等の総数に占める男女の割合は、有効回答数24,259人のうち女性が72.6% (17,615人)、男性が25.9% (6,287人) となっている。要介護者等を男女別・年齢別にみると、70歳以上において女性の割合が増加し、90歳以上では女性が8割以上を占めている。

図6-2 男女別要介護者等の状況 1.5 全体 72.6 25.9 1.8 在宅要介護者等 69.6 28.6 0.9 施設入所者 78.4 20.7 0% 20% 80% 40% 60% 100% ■女性 ■ 男性 □ 無回答

(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

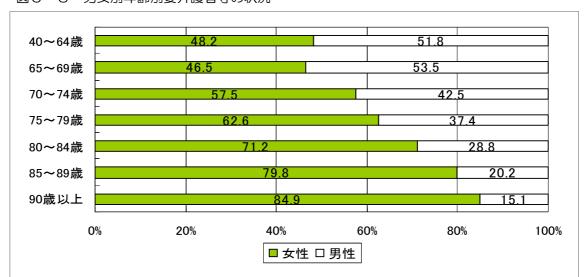


図6-3 男女別年齢別要介護者等の状況

(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

(2) 介護者の状況

前述の高齢者実態調査によると、本県における主な介護者(在宅)の性別は、有効回答数11,783人のうち、女性が63.5%(7,481人)、男性が30.8%(3,635人)となっており、介護者の約3分の2が女性となっている。

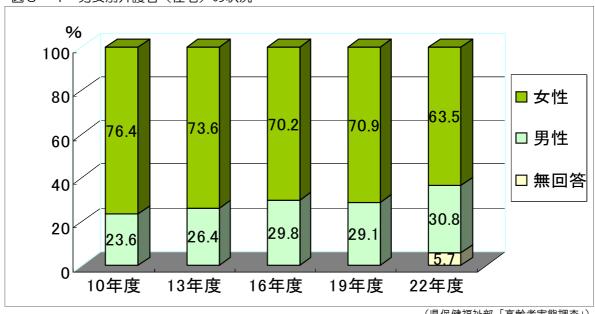


図6-4 男女別介護者(在宅)の状況

(県保健福祉部「高齢者実態調査」)

【第6節】 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 政策・方針決定過程への女性の参画

(1) 政治への参画

ア 県議会の議員における女性の参画状況

本県議会議員の在職状況をみると、平成24年12月31日現在で女性は3人(前年3人)で、議員総数に占める女性の割合は5.9%(前年5.9%)となっている。

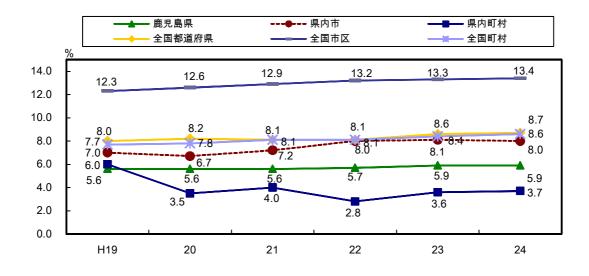
なお、全国の都道府県議会議員に占める女性の割合は、平成24年12月31日現在で8.7%(前年8.6%)となっている。

イ 市町村議会の議員における女性の参画状況

県内の市町村議会議員の在職状況をみると、平成24年12月31日現在で女性は55人(前年48人)で、 市議会が36人(前年37人)、町村議会が11人(前年11人)となっている。また、議員総数に占める 女性の割合は7.3%(前年6.3%)で、市議会が8.0%(前年8.1%)、町村議会が3.7%(前年3.6%) となっている。

一方,全国の市(区)町村議会議員に占める女性の割合は,平成24年12月31日現在で,市(区)議会は13.4%(前年13.3%),町村議会は8.6%(前年8.4%)となっており,本県の市町村よりも高い水準で推移している。

図7-1 県、市(区)町村議会における女性議員の割合の推移



(総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」)

(2) 審議会等への参画

ア 県の各種委員会等委員における女性の登用状況

本県における各種委員会等の状況をみると、平成25年3月31日現在で女性が1人以上属している委員会等数は7(前年7)で、委員会等総数に占める割合は77.8%(前年77.8%)となっている。次に、委員の在職状況をみると、女性は13人(前年13人)で、委員総数に占める割合は 14.9%(前年 14.9%)となっている。

イ 市町村の各種委員会等委員における女性の登用状況

県内市町村における各種委員会等の状況をみると、平成25年3月31日現在において、委員会等の 総数225(前年225)のうち、女性が1人以上属している委員会等数は97(前年97)で、市が52(前 年53), 町村が45(前年44)となっている。また,委員会等総数に占める女性が1人以上属してい る委員会等の割合は43.1% (前年43.1%) で, 市が49.5% (前年50.5%), 町村が37.5% (前年 36.7%) となっている。

次に,委員の在職状況をみると,委員総数1,498人(前年1,510人)のうち女性は148人(前年150 人)で、市が86人(前年89人)、町村が62人(前年61人)となっている。また、委員総数に占める 女性の割合は9.9%(前年9.9%)で、市が10.5%(前年10.7%)、町村が9.1%(前年9.0%)とな っている。

※ 各種委員会等とは、地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関

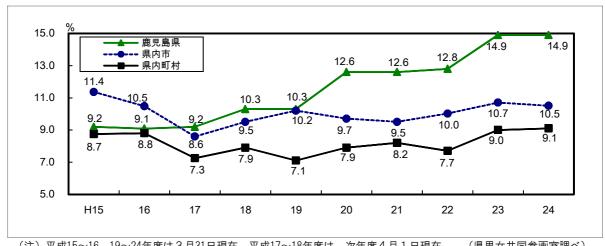
: 教育委員会,選挙管理委員会,人事委員会,監査委員,公安委員会,都道府県労働委員会,収用委員会,海区漁業調整委員会,内水面漁場管理委員会 市田丁村 : 教育委員会,選挙管理委員会,人事委員会,監查委員,農業委員会,固定資産評価審查委員会 (自治体により設置していないものもある。)

	k県・市町村の∶	各種委員会等における状況	(平成25年3月31日現在)	【単位:人,	%]
--	----------	--------------	----------------	--------	----

区	分	委員会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
本	県	9	7	77.8	8 7	1 3	14.9
県	内市	105	5 2	4 9 . 5	816	8 6	1 0. 5
県原	 内町村	120	4 5	3 7. 5	682	6 2	9. 1
市田	订村計	225	9 7	4 3. 1	1,498	1 4 8	9. 9

(県男女共同参画室調べ)

図7-2 県や県内市町村の各種委員会等における女性委員の割合の推移



(注) 平成15~16, 19~24年度は3月31日現在。平成17~18年度は、次年度4月1日現在

(県男女共同参画室調べ)

ウ 県の審議会等委員における女性の登用状況

本県における審議会等の状況をみると、平成25年3月31日現在で女性が1人以上属している審議 会等数は82で、審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は95.3%(前年 94.3%) となっている。

次に,委員の在職状況をみると,女性は546人(前年542人)で,委員総数に占める女性の割合は 34.4% (前年33.9%) となっている。

なお,職指定委員を除く委員に占める女性の割合は,平成25年3月31日現在で53.2%(前年53.4 %)となっている。

※ 審議会等とは、地方自治法第202条の3に基づき、法律、政令及び条例により設置されている附属機関並びに各自治 体の規則や要綱等により設置されている懇話会・協議会等をいう。

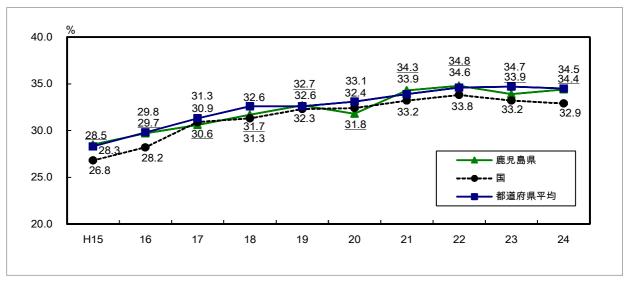
● 本県の審議会等における状況(平成25年3月31日現在)

	【単位	<u>:</u>	人,	%】	
,					

区分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合		
法令必置	3 2	3 1	96.9	8 3 1	270	3 2. 5		
それ以外	5 4	5 1	94.4	755	276	3 6. 6		
合 計	8 6	8 2	95.3	1,586	5 4 6	3 4 . 4		
職指定	職指定委員を除く委員について 705 375 53.2							

(県男女共同参画室調べ)

図7-3 国や県の審議会等における女性委員の割合の推移



(注) 本県の平成15~16, 19~24年度は3月31日現在。平成17~18年度は、次年度4月1日現在 (内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」, 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」)

エ 市町村の審議会等委員における女性の登用状況

県内の市町村における審議会等の状況をみると、平成25年3月31日現在で女性が1人以上属している審議会等数は1,120(前年1,075)で、市が805(前年767)、町村が315(前年308)となっている。また、審議会等総数に占める女性が1人以上属している審議会等の割合は82.3%(前年80.1%)で、市が86.0%(前年83.9%)、町村が74.1%(前年72.0%)となっている。

次に,委員の在職状況をみると,委員総数21,101人(前年20,866人)のうち女性は4,975人(前年4,701人)で,市が3,912人(前年3,688人),町村が1,063人(前年1,013人)となっている。

また,委員総数に占める女性の割合は23.6%(前年22.5%)で,市が25.4%(前年24.4%),町村が18.6%(前年17.6%)となっている。

● 県内市町村の審議会等における状況(平成25年3月31日現在)

×	5 分	審議会等数	うち女性を含む	割合	委員総数	うち女性	割合
	附属機関	522	4 4 1	84.5	8,626	1,965	22.8
市	それ以外	414	3 6 4	87.9	6,767	1, 9 4 7	28.8
	計	936	805	8 6. 0	15,393	3, 9 1 2	25.4
m-	附属機関	303	2 1 3	70.3	3, 9 7 3	655	1 6. 5
町	それ以外	122	102	8 3. 6	1,735	408	23.5
村	計	425	3 1 5	74.1	5, 708	1,063	18.6
市	町村計	1,361	1, 120	8 2. 3	21,101	4,975	23.6

(県男女共同参画室調べ)

【単位:人,%】

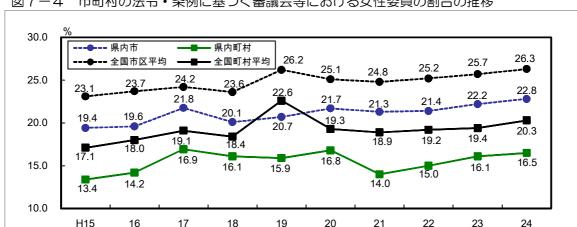


図7-4 市町村の法令・条例に基づく審議会等における女性委員の割合の推移

(注) 県内市町村の平成15~16, 19~24年度は3月31日現在 平成17, 18年度は次年度4月1日現在 (内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(3) 行政への参画

ア 県職員における女性の登用状況

県職員(知事部局・地方公営企業〔県立病院局〕・教育委員会・警察本部)における管理職の在職状況をみると、平成25年4月1日現在で女性は28人(前年25人)で、本庁が6人(前年6人)、出先機関が22人(前年19人)となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は4.5%(前年4.1%)で、本庁が2.1%(前年2.1%)、出先機関が6.4%(前年5.7%)となっている。

なお、県職員における新規採用の状況をみると、平成24年度に採用した女性は90人(上級45人,中級29人,初級16人)で、採用総数に占める女性の割合は25.6%(上級21.1%,中級52.7%,初級19.0%)となっている。

● 県職員における管理職の在職状況(平成25年4月1日現在) 【単位:人,%】

		- 1.50 + 122 1.50 15 (7					
		<i>⟨//</i> > ¥/-		う	ち 女	性	
	☑ 分	総数	人 数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
	知事部局	2 1 1	6	2.8	0	1	5
本	地方公営企業(県立病院局)	3	0	1	0	0	0
庁	教育委員会	2 2	0	1	0	0	0
	警察本部	4 7	0	-	0	0	0
	計	283	6	2. 1	0	1	5
方支	知事部局	254	1 5	5.9	1	0	1 4
事庁	地方公営企業(県立病院局)	2 9	4	1 3. 8	0	1	3
務·	教育委員会	2 7	3	11.1	0	0	3
所地	警察本部	3 3	0	_	0	0	0
	計	3 4 3	2 2	6. 4	1	1	2 0
県	計	626	2 8	4. 5	1	2	2 5

(県男女共同参画室調べ)

● 県職員における女性の採用状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日) 【単位:人,%】

区	分	総数	うち女性	割合	区分	総数	うち女性	割合
上	級	2 1 3	4 5	21.1	初 級	8 4	1 6	1 9. 0
中	級	5 5	2 9	52.7	計	3 5 2	90	25.6

(県男女共同参画室調べ)

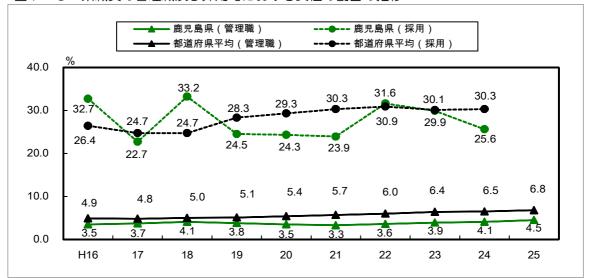


図7-5 県職員の管理職及び採用時における女性の割合の推移

(内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

イ 市町村職員における女性の登用状況

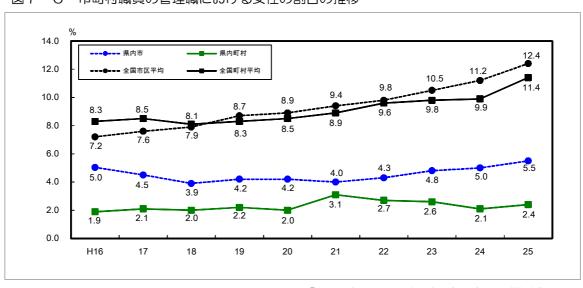
県内の市町村職員における管理職の在職状況をみると、平成25年4月1日現在で女性は92人(前年82人)で、市が82人(前年73人)、町村が10人(前年9人)となっている。また、管理職総数に占める女性の割合は4.8%(前年4.3%)で、市が5.5%(前年5.0%)、町村が2.4%(前年2.1%)となっている。

	市町村職員における管理	理職の在職状況	(平成25年4月1日現在)	【単位:人,?	%]
•		エ400~ 1上4001/1/1/1/1		L + 12 · /	/ U 🛮

N /	<i>₩</i>			女	性	
区 分	総数	人 数	割合	部局長クラス	次長クラス	課長クラス
市	1,504	8 2	5. 5	8	1	7 3
町村	4 1 2	1 0	2. 4	0	0	10
市町村計	1,916	9 2	4.8	8	1	8 3

(県男女共同参画室調べ)

図7-6 市町村職員の管理職における女性の割合の推移



(内閣府 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」)

(4) 学校教育の場への参画

県内の学校のうち幼稚園,小学校,中学校,高等学校における管理職(校(園)長,副校(園)長,教頭)総数に占める女性の割合は,平成25年5月1日現在で幼稚園が33.7%(前年33.0%),小学校が10.8%(前年11.3%),中学校が5.3%(前年5.6%),高等学校が5.0%(前年4.6%)となっている。

図7-7-① 幼稚園・小学校教員の管理職における女性の割合の推移

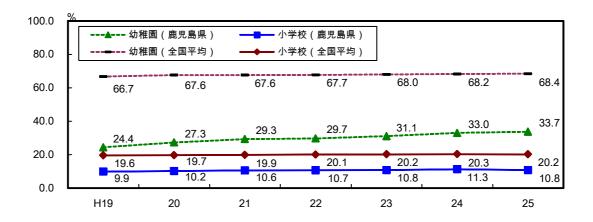
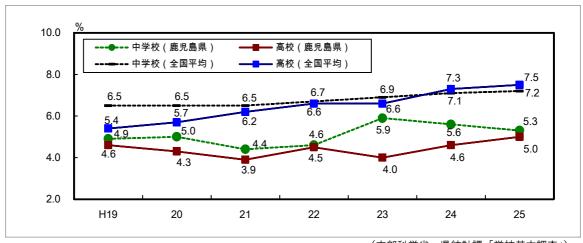


図7-7-② 中学校・高等学校教員の管理職における女性の割合の推移



(文部科学省, 県統計課「学校基本調査」)

(5) 企業における女性の参画状況

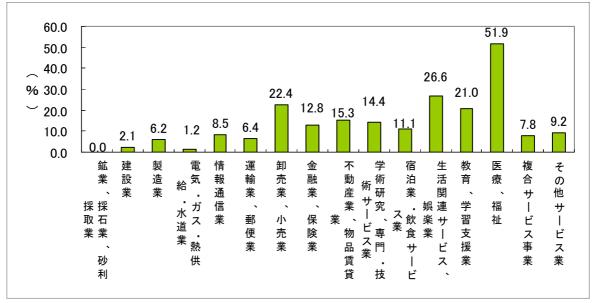
県内の事業所における管理職等(係長相当職以上)総数に占める女性の割合は、平成22年9月30日 現在で14.0%となっており、「係長相当職」が19.0%、「課長相当職」が10.0%、「部長相当職」が7.7 %と役職が上がるにつれて割合が低下している。

また産業別に女性の割合をみると,「医療・福祉」(51.9%)が最も多く,次いで「生活関連サービス,娯楽業」(26.6%),「卸売業,小売業」(22.4%)の順となっている。

■■ 女性 二二 男性 ─▲ 女性の割合 2,500 20.0 2,197 18.0 2,000 16.0 19.0 1.671 14.0 1,500 12.0 % 869 10.0 \smile 1,000 8.0 **A** 7.7 10.0 6.0 514 500 4.0 185 73 2.0 0 0.0 係長相当職 課長相当職 部長相当職

図7-8 管理職等における女性の割合(階級別)

図7-9 管理職等における女性の割合(産業別)



(注) 図7-8及び図7-9は、調査対象のうち回答のあった事業所(406)における割合

(県雇用労政課 平成22年度「労働条件実態調査」)

(6) 各種協同組合における女性の登用状況

県内の各種協同組合における正組合員総数に占める女性の割合は、農業協同組合が20.2%(前年 19.8%), 森林組合が15.9% (前年16.2%), 漁業協同組合が5.9% (前年5.9%) となっている。(基 準日は団体により異なる。)

また、役員(理事、監事)の在職状況をみると、女性は農業協同組合が15人(前年13人)、森林組 合が1人(前年1人),漁業協同組合が2人(前年1人)で、役員総数に占める女性の割合は、農業 協同組合が4.1%(前年3.6%),森林組合が0.5%(前年0.5%),漁業協同組合が0.5%(前年0.2%) となっている。

各種協同組合における役員の在職状況

【単位:人.%】

区 分	組合数	正組合員総数	うち女性	割合	役員総数	うち女性	割合
農業協同組合	1 5	112, 796	22, 753	20.2	368	15	4. 1
森林組合	1 5	98, 631	15, 724	15.9	200	1	0.5
漁業協同組合	4 8	5, 567	330	5.9	4 3 6	2	0.5

(注)農業協同組合は平成23事業年度末現在,森林組合は平成25年6月末現在,漁業協同組合は平成24年事業年度末現在 (県農村振興課、環境林務課、水産振興課調べ)

(7) 農業委員会における女性の登用状況

県内市町村の農業委員会における委員の在職状況をみると、平成24年10月末現在で女性は67人 であり、委員総数に占める女性の割合は7.7%となっている。

12.0 - 農業委員 ---▲--- 農協役員 10.0 --◆--- 漁協役員 ━ 森組役員 7.6 7.7 8.0 6.6 7.7 7.4 7.3 6.0 6.9 6.5 6.4 4.1 3.6 4.0 2.7 2.7 1.7 1.7 1.6 2.0 0.5 0.5 0.5 0.5 0.4 0.4 0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.0 0.0 H16 18 23 17 19 20 21 22 24 25

図7-10 各種協同組合の役員や農業委員における女性の割合の推移

(県農村振興課,環境林務課,水産振興課調べ)

(8) 商工団体における女性の登用状況

県内の商工団体における役員(理事,監事)の在職状況をみると、平成25年7月1日現在で、女性は 商工会連合会が1人(前年1人),商工会が65人(前年65人),商工会議所が4人(前年4人)であり, 役員総数に占める女性の割合は、商工会連合会が5.0%、商工会が7.6%、商工会議所が1.3%となって いる。

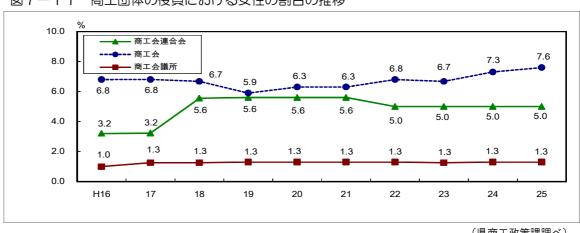


図7-11 商工団体の役員における女性の割合の推移

(県商工政策課調べ)

男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進 【第7節】

1 女性と就業

(1) 労働力人口

本県における労働力人口(就業者及び完全失業者の合計)全体に占める女性の割合は、平成22年10 月1日現在で44.7%(前回43.9%)となっており,前回調査時(平成17年)から0.8ポイント上昇し ている。

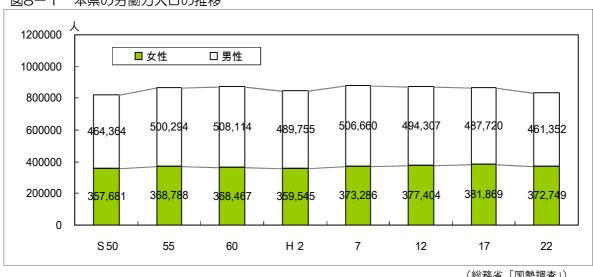
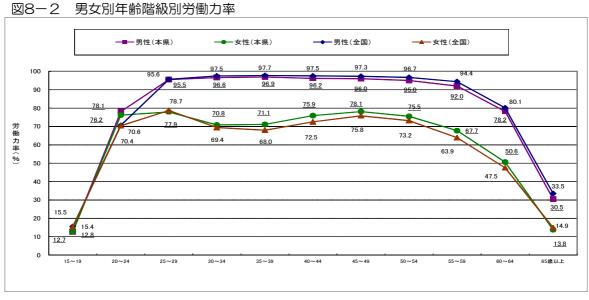


図8-1 本県の労働力人口の推移

(総務省「国勢調査」)

(2) 労働力率

本県における労働力率の状況を年齢階級別にみると、男性は25歳から59歳までの全ての年齢層で大 きな変化がないものの、女性では結婚、出産、子育て期に低下し、M字型になっている。



(総務省「平成22年国勢調査」)

2 就業

(1) 就業者数

本県における就業者全体に占める女性の割合は、平成22年10月1日現在で45.6%となっており、前回調査時(平成17年,44.6%)から 1.0ポイント上昇している。

また、状態別にみると、男性の95.3%が「主に仕事」をしているのに比べ、女性の26.8%は「家事のほか仕事」をしている。また、女性の「主に仕事」の割合は、昭和60年から平成22年にかけて大幅に増加してきている。

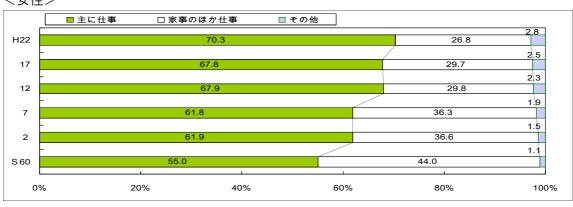
1200000 ■女性 口男性 1000000 800000 600000 483,235 483,777 482,884 467,230 470,375 448,342 448,283 422,987 400000 200000 360,794 360,741 350,094 3<mark>57,70</mark>2 350,201 361,727 361,493 354,006 S 50 55 60 H 2 12 22

図8-3 就業者数の推移

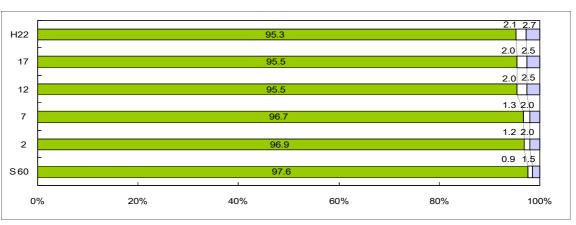
(総務省「国勢調査」)



く女性>



<男性>



(総務省「国勢調査」)

(2) 短時間労働者 (パートタイム労働者)

県内の民営事業所における女性労働者の就業状況を就業形態別にみると、平成25年6月現在で短時間労働者は60,610人で、労働者全体に占める短時間労働者の割合は35.0%(前年39.7%)となっている。

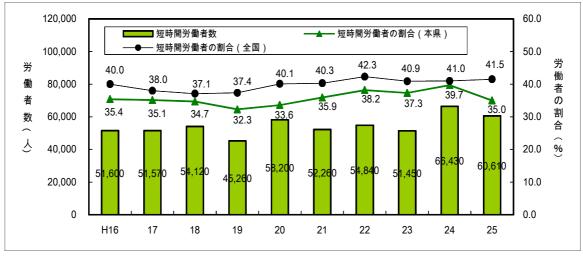


図8-5 短時間労働者数の推移(女性)

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

3 賃金

(1) 一般労働者

県内の民営事業所における一般労働者の賃金(平均所定内給与額)の状況をみると、平成25年6月 現在で男性の賃金に対する女性の賃金の割合は73.0%(前年73.7%)となっている。

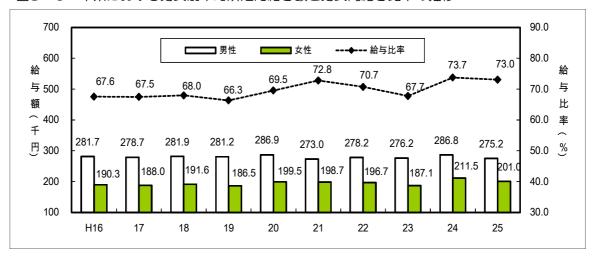


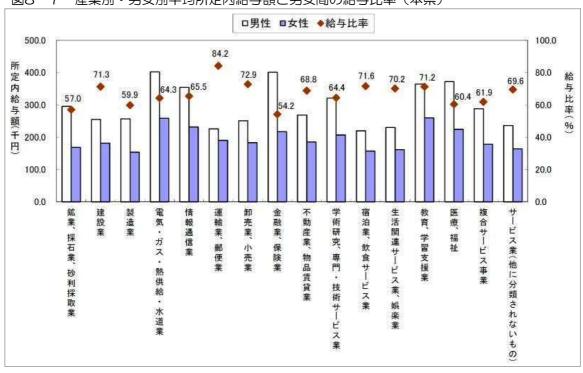
図8-6 本県における男女別平均所定内給与額と男女間給与比率の推移

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(2) 産業別・男女別平均所定内給与額

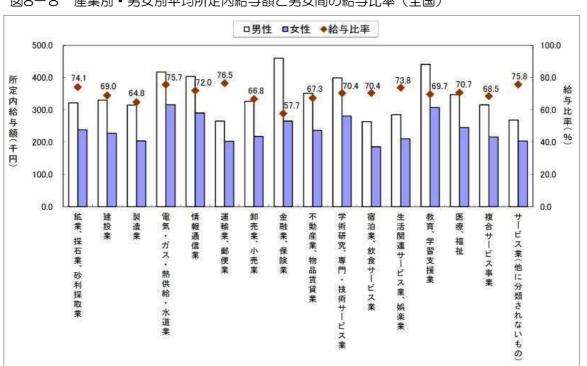
県内の民営事業所における一般労働者の賃金(平均所定内給与額)の状況を産業別にみると、平成 25年6月現在で、男性と女性の賃金格差が最も大きいのは、「金融業、保険業」、次いで「鉱業、採石 業、砂利採取業」、「製造業」となっている。

また、全国の状況をみても、「金融業、保険業」や「製造業」は男性と女性の賃金格差が大きくな っている。



産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率(本県) 図8-7

(厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」)



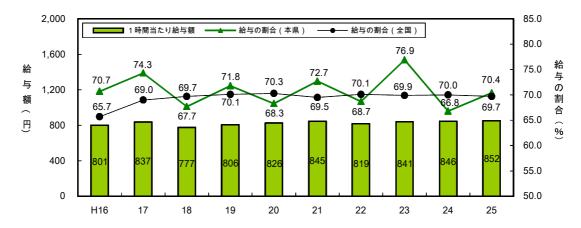
産業別・男女別平均所定内給与額と男女間の給与比率(全国) 図8-8

(厚生労働省「平成25年賃金構造基本統計調査」)

(3) 短時間労働者 (パートタイム労働者)

県内の民営事業所における女性労働者の賃金(1時間当たりの平均所定内給与額)を就業形態別に みると,一般労働者に対する短時間労働者の賃金の割合は,平成25年6月現在で70.4%となっている。

図8-9 短時間労働者の1時間当たり平均所定内給与額の推移(女性)



(注)「給与の割合」は一般労働者(女性)の1時間当たり平均所定内給与額を100とした場合の割合 (厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

【第8節】 仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

1 育児・介護休業等の支援制度

(1) 育児休業制度

県内の事業所における育児休業制度の導入状況をみると、平成24年9月30日現在で85.8%の事業所 が就業規則に規定している。

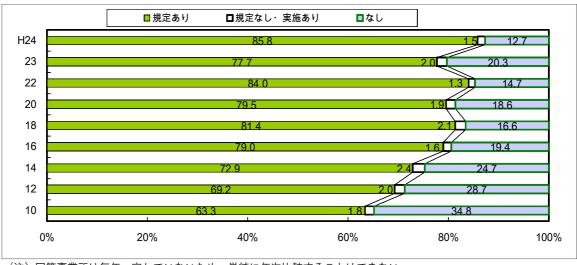


図9-1 育児休業制度の導入状況の推移

(注)回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

また、過去1年間(平成23年10月~平成24年9月)の利用状況をみると、女性は対象者790人のう ち利用者は764人で、利用率は96.8%となっているが、男性は対象者1,057人のうち利用者は65人で、 利用率は6.1%でありほとんど利用されていない。

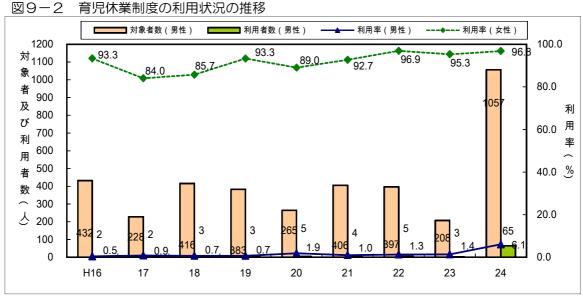


図9-2

(注)回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

平成24年の男性の取得率が上昇したのは、日数単位での短期間(1週間程度)の育児休業を取得した男性が増えたため。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

(2) 介護休業制度

県内の事業所における介護休業制度の導入状況をみると、平成24年9月30日現在で82.0%の事業所が就業規則に規定している。

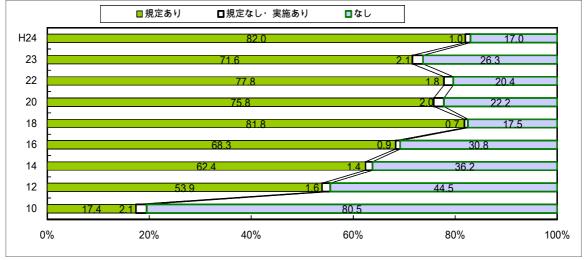


図9-3 介護休業制度の導入状況の推移

(注)回答事業所は毎年一定していないため、単純に年次比較することはできない。

(県雇用労政課「労働条件実態調査」)

2 保育事業の状況

県内の認可保育所について、平成25年4月1日現在の状況をみると、定員は34,062人で、平成24年から905人増加した。在籍児童数は36,738人で、平成24年から983人増加しており、在籍児童数が定員を上回っている。

なお、待機児童数は213人で、平成24年から17人減少している。

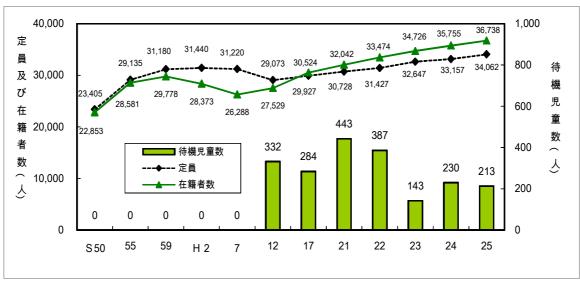


図9-4 県内の認可保育所における定員・児童数の推移

(県青少年男女共同参画課調べ)

また,在籍児童を年齢別にみると、0歳児が2,072人(5.6%)、 $1\sim2歳児が12,741人(34.7%)$ 、3 歳児以上が21,925人(59.7%)となっている。

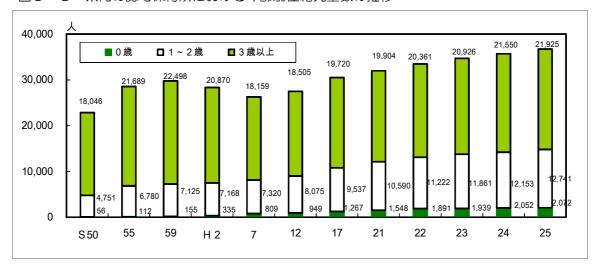


図9-5 県内の認可保育所における年齢別在籍児童数の推移

(県青少年男女共同参画課調べ)

_		
	保苔サー	- ビス重業の宝施状況

● 休月り ころ事業の夫別	L T	【辛位・2.27]】			
区 分	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4
延長保育	302	3 2 5	3 3 9	352	362
一時預かり	118	103	103	109	106
病児·病後児保育	1 4	1 5	1 5	1 8	2 0
放課後児童クラブ	236	253	266	285	295
地域子育て支援センター	6 1	6 1	5 6	7 2	7 4
休日保育	2 2	2 3	2 5	2 3	2 4

(注) 中核市(鹿児島市)分を含む。

(県青少年男女共同参画課調べ)

【単位・か訴】

3 仕事と生活の調和

(1) 夫婦の家事関連時間

「共働き世帯」及び「夫が有業で妻が無業の世帯」について、本県における夫と妻の家事関連時間をみると、「共働き世帯」の夫は26分で、「夫が有業で妻が無業の世帯」の夫は45分となっており、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短くなっている。

一方,「共働き世帯」の妻の家事関連時間は4時間1分,「夫が有業で妻が無業の世帯」の妻は6時間8分となっており、妻の家事関連時間は共働きか否かで大きな差がみられる。

また、家事関連時間の妻の分担割合は、「共働き世帯」が90.3%、「夫が有業で妻が無業の世帯」が89.1%となっており、有業・無業にかかわらず、妻の分担割合が大きくなっている。

全国の状況をみても、本県と同様、妻の有業・無業にかかわらず、夫の家事関連時間は短く妻の家事 関連時間の分担割合が大きくなっている。

《本県》 《全国》 ◆妻の分担割合 ◆妻の分担割合 □夫 ■妻 □夫 □妻 500.0 500.0 91.0 90.3 89.1 家事関 家事関連時間 _{90.0} 妻 の 妻の 88.1 400.0 400.0 90.0 分担 分 414.0 300.0 300.0 368.0 連 担 時 70.0 割 合 割 200.0 200.0 70.0 241.0 間 258 0 合 (分) (分) 100.0 100.0 (%) 41.0 26.0 45.0 35.0 0.0 50.0 0.0 50.0 共 夫が有業で妻が 夫が有業で妻が 働き世 働 き 世 帯 帯

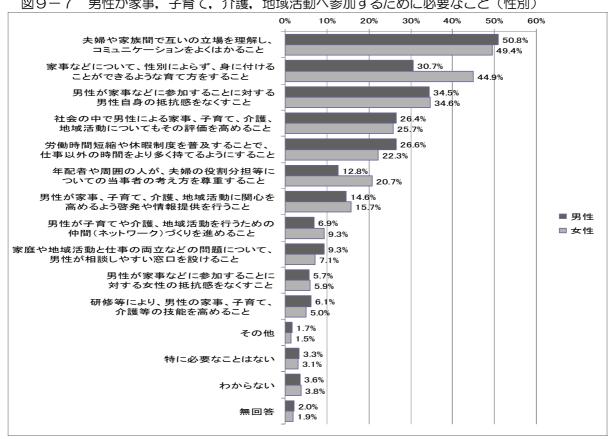
図9-6 夫婦の家事関連時間

(総務省「平成23年社会生活基本調査」)

(2) 男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと

平成23年の県民意識調査によると、今後、男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積 極的に参加していくためには、「夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくは かる」をあげた人の割合が男女ともに最も高くなっている。女性では、「家事などについて、性別に よらず、身に付けることができるような育て方をする」や「男性が家事などに参加することに対する 男性自身の抵抗感をなくす」と回答した人の割合が男性よりも高くなっている。

なお,「労働時間短縮や休暇制度を普及することで, 仕事以外の時間をより多く持てるようにする」 や「社会の中で男性による家事,子育て,介護,地域活動についてもその評価を高める」ことも必要 と回答した人は、男女ともに2割強程度となっている。



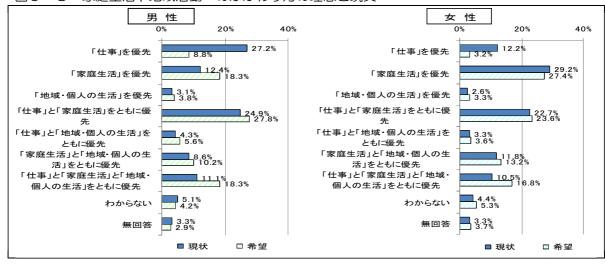
男性が家事、子育て、介護、地域活動へ参加するために必要なこと(性別)

(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

(3) 仕事. 家庭生活. 地域活動の優先度

平成23年の県民意識調査によると、仕事、家庭生活、地域活動の優先度について、男女ともに、「仕 事」を優先することを「希望」すると答えた人の割合が、「現状」よりも低くなっている。

「仕事」のみならず、「家庭生活」や「地域・個人の生活」をともに優先することを「希望」してい るが「現状」は「希望」どおりになっていないことが窺える。



家庭生活や地域活動へのかかわり方の理想と現実

(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

【第9節】 男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

1 地域における活動への参加状況

平成23年の県民意識調査によると、地域における活動への参加状況について、男女ともに「自治会、町内会などの地区を単位とした団体活動」(男性38.1%、女性36.0%)への参加が最も多くなっているが、「婦人(女性)会、老人クラブ、青年団などの団体活動」をあげた人は女性(18.1%)が男性(11.0%)を上回っている。また、「子ども会、PTA、スポーツ少年団などの子どもの活動に関わる団体活動」も女性(14.8%)が男性(11.9%)を上回っている。

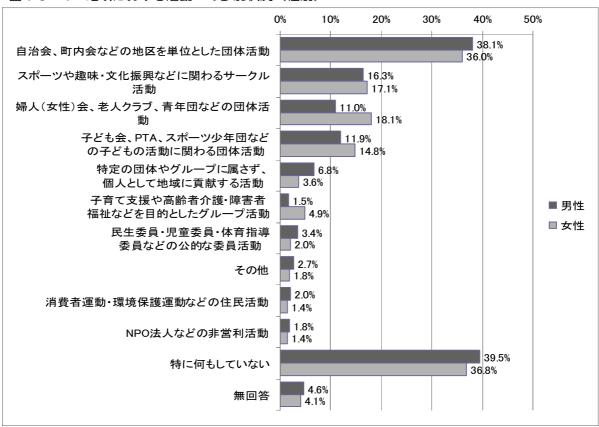


図10-1 地域における活動への参加状況(性別)

(県男女共同参画室 平成23年度「鹿児島の男女の意識に関する調査」)

2 NPO法人の活動状況

本県におけるNPO(特定非営利活動法人)の認証法人数は、平成26年2月28日現在で842法人であり、活動分野をみると、多い順に、保健、医療又は福祉の増進を図る活動(566法人)、子どもの健全育成を図る活動(450法人)、まちづくりの推進を図る活動(386法人)などとなっている。

なお、男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を行うものは60法人となっている。

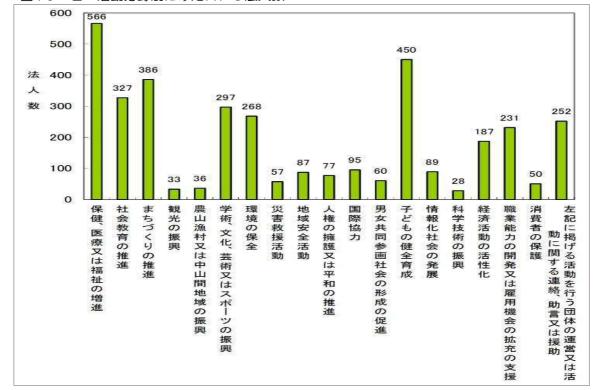


図10-2 活動分野別にみたNPO法人数

(注)活動分野は複数選択のため、上図の法人数の合計と認証法人数は一致しない。

(県共生・協働センター調べ)

3 地域における女性の参画状況

(1) 公共的団体における女性の参画状況

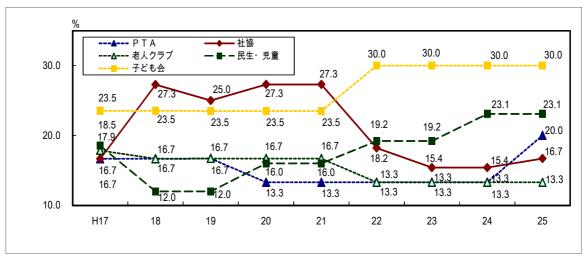
県PTA連合会などの公共的団体(県段階)における役員(理事)総数に占める女性の割合は、平成25年4月1日現在で県PTA連合会が20.0%(前年13.3%)、県社会福祉協議会が16.7%(前年15.4%)、県老人クラブ連合会が13.3%(前年13.3%)、県民生委員児童委員協議会が23.1%(前年23.1%)、県子ども会育成連絡協議会が30.0%(前年30.0%)となっている。

	公共的団体((県)	における役員の在職状況	(平成25年4月1日現在) 【単位:人,	%]
--	--------	-----	-------------	--------------	-------------	----

区分	役員総数	うち女性	割合	会長数	うち女性
PTA連合会(県)	1 5	3	20.0	1	0
社会福祉協議会(県)	1 2	2	1 6. 7	1	0
老人クラブ連合会(県)	15	2	1 3. 3	1	0
民生委員児童委員協議会(県)	26	6	23.1	1	0
子ども会育成連絡協議会(県)	10	3	30.0	1	0

(県男女共同参画室調べ)

図10-3 公共的団体の役員における女性の割合の推移



(県男女共同参画室調べ)

(2) 自治会組織における女性の参画状況

自治会,区会,町内会,公民会などの自治会組織における代表者(会長,館長など)総数に占める 女性の割合は,平成25年4月現在で 5.9%(前年 5.3%)となっている。

● 自治会組織における代表者の在職状況【単位:人,%】

区分	総数	うち女性	割合
市	5,678	335	5. 9
町村	1, 3 3 2	7 7	5.8
計	7,010	412	5. 9

(注)原則として平成25年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。 (県男女共同参画室調べ)

(3) 公立小学校・中学校のPTAにおける女性の参画状況

公立小学校・中学校のPTAの役員(会長,副会長)総数に占める女性の割合は、平成25年4月現在で38.7%(前年38.4%)となっている。そのうち会長は4.0%(前年4.9%),副会長は50.2%(前年49.6%)となっており、副会長の半数が女性となっている。

● 公立小学校・中学校のPTAにおける状況

【単位:人,%】

区分	役員総数	うち女性	割合	会 長	うち女性	割合	副会長	うち女性	割合
市	2, 352	983	41.8	539	16	3.0	1, 813	967	53.3
町村	713	203	28.5	227	15	6.6	486	188	38.7
計	3, 065	1, 186	38.7	766	31	4.0	2, 299	1, 155	50.2

(注)原則として平成25年度の改選後の数値であるが、市町村の実情により異なる場合がある。

(県男女共同参画室調べ)

(4) 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合

県内における消防団員数は年々減少傾向にあるが、女性消防団員数は、平成元年の11人から平成25年には274人と増加している。平成25年の消防団員総数に占める女性の割合は1.76%となっており、わずかながらではあるものの、消防団活動への女性の参画が進んでいる。

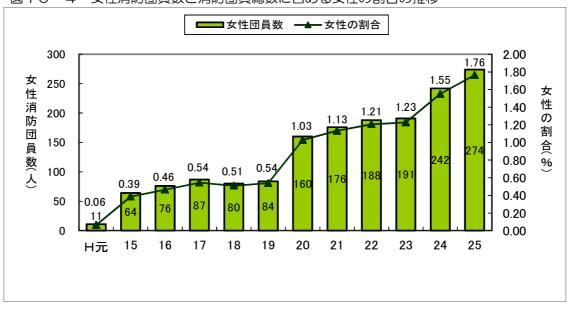


図10-4 女性消防団員数と消防団員総数に占める女性の割合の推移

(県消防保安課調べ)